

## (株)アイ・スカイとエイチ・エス債権回収(株)による 保証人への回収行為の停止を求める決議

商工ローン(株)SFCGは、これまで借主のみならず多数の保証人をも破産や自殺に追い込んできた。この保証被害が債権譲渡先の請求によって再燃しようとしている。SFCG破産管財人から債権譲渡を受けた(株)アイ・スカイの委託を受けたというエイチ・エス債権回収(株)は、借主と保証人に対して、長期間の遅延損害金を付し、この4月にも一斉提訴をすると脅して回収を試みている。

SFCG破産管財人は、SFCGに残った230億円の借主に対する債権を平成23年3月に6億5000万円の代金で(株)アイ・スカイに売却した。もっともSFCG破産管財人によれば、保証人に対する債権は譲渡の対象とはされてはいないとのことである。

(株)アイ・スカイは平成22年末に、わずか資本金30万円で設立された会社であり、債権の購入代金6億5000万円を現実に負担した者の正体は明らかになっていない。6億5000万円の元手で230億円もの債権および遅延損害金の回収を企図することは暴利行為であるが、この暴利の行方は不明である。

そもそも個人保証は自らはなんら利益を得ない立場であるにもかかわらず、危険のみを負担させられる一方的かつ不合理な制度であり、これを濫用して、暴利的な債権回収の犠牲となることは、社会的に到底容認できることではない。平成23年7月に示された金融庁の監督指針においては、銀行も地域金融機関も第三者保証人を求めることを原則禁止するとともに、保証人からの回収に当たっては、きめ細かな配慮をなすべきとされている。第三者保証人の禁止が求められる昨今において、保証人に対する過酷な請求がなされることは、時代錯誤というべきである。

SFCGの根保証については、公序良俗違反であるとの判決(東京高判平成13月20日判時1740号46頁)がなされている。加えて、SFCGは、借主の返済能力を調査しないまま、もとより保証人から回収することを狙った略奪的貸付を行ってきた。そして、SFCGが保証の危険性について、保証人に対して何ら説明していないことは公知の事実である。基本的に、SFCGの保証は錯誤によってなされたものである。

そして、このような係争性のある権利の譲渡は弁護士法に抵触するものと考えられる。

(株)アイ・スカイとエイチ・エス債権回収(株)は、このように多くの問題を抱えているSFCGの保証人に対する請求を即時に停止すべきである。私たちは、(株)アイ・スカイやエイチ・エス債権回収(株)による不当な回収行為に屈することなく、保証人救済のために徹底して闘うことを決議する。

2012(平成24)年4月14日  
全国クレジット・サラ金問題対策協議会  
拡大幹事会 in 広島参加者一同